

# 地域に好循環を生む 社会福祉法人の公益的取組を

社会福祉法人めぐみ会 事務局長 鈴木 市郎 (障 - 38期、No.5236)



## 社会福祉法人の利益は地域社会に還元していかなければならない

社会福祉法人とは、社会および地域における福祉の発展および充実を使命とする公益を目的とした非営利の法人である。一方、株式会社は効率的に利益を生み出すことにより、株主に配当を分配することを目的として営利を追求する法人である。どちらの組織でも適正な利益を追求して、安定的に経営をおこない、その活動の中で得た利益を様々な形で分配および留保していく構造は同じである。

近頃、社会福祉法人のいわゆる内部留保について取り上げられるが、なぜこれほどまでに言われるのだろうか。社会福祉法人であっても、組織を安定的かつ永続的に維持していくためには、一定の利益(いわゆる資金差額)や内部留保は必要である。特に施設等の固定資産や多くの職員を抱える法人は、施設等の老朽化による修繕や改築への費用や増加する人件費に対応する資金が必要となる。それらの資金を確保するには、日常的に安定した運転資金や積立金を必要とする。ゆえに公益法人である社会福祉法人とはいえ、適正な利益および内部留保は必要不可欠である。

ここで私たち非営利の法人である社会福祉法人が考えたいことは、「私たちの利益と、いわゆる『株主』とは何か」であり、事業で得た利益を誰に、またどのように還元するのかである。

私たちの利益とは単に資金的なものだけではない。事業活動の中で得た技術および知識、経験などもある。その利益および成果物を、社会福祉サービスを必要とする地域社会に還元する、株式会社でいうところの「配当」をしなければならない。なぜならば、社会福祉サービスを必要とする地域社会が、私たち社会福祉法人の重要な「株主」ともいべき存在であるからである。

私たち社会福祉法人の使命は、地域社会が豊かになり、私たちのサービスを必要とする人たちが幸せな生活を送るために、地域社会の一員として考え、活動していくことである。これらのことは社会福祉事業に携わる人であれば当然のことであるが、地域に向き合い、何が必要とされ、何ができるのかを、小論で考えていきたい。

## 地域の社会福祉課題—障害福祉分野から考える

当法人のある埼玉県三芳町は、県の南部、東京からは30キロ圏内にある人口約38,000人の町である。武蔵野台地の北東部のおおむね平坦な大地にあり、高度経済成長期以降は東京のベッドタウンとして、また、首都圏の流通基地としても発展してきた。町内に工場等も多いことから、ベッドタウンでありながらも逆に昼間人口は43,000人を超え、県内でも昼間人口と夜間人口の差が最も大きな町である。

障害福祉分野においては、措置制度から始ま

り支援費制度、障害者自立支援法、障害者総合支援法と、目まぐるしく変化する制度の中で利用者サービスに変化があり、私たちの地域では財政面や人材面で厳しい現状がある。人口が少ないことから、今現在において設備面での大幅な不足はないと考えるが、障害者が地域で暮らすために必要なインフラ面の整備や、東日本大震災での教訓から防災設備整備を推進する必要があると考える。さらに、近年多く見られる猛暑や豪雨等の異常気象への対応も必要ではないか。

課題を以下の通り整理してみた。

- ① 利用者サービスの増加に伴い、行政の財政課題の深刻化
- ② 増加するサービスに対応する事業所や人材の不足
- ③ 障害者が地域で安心して暮らせるための基盤整備
- ④ 障害者が避難する防災拠点の整備が進まない。異常気象への対応も必要

まず①・②については、他の多くの地域での課題と同じであろう。福祉サービスの多様化や、サービス支給量の増加により行政の財政課題は深刻である。また、事業所や人材が不足しており、必要なサービス提供が不足している。これらはサービス利用計画作成の進捗等に典型的に表れている。

次に③については、障害者自立支援法施行後、地域移行の流れの中で様々なインフラ整備が始まった。しかし、障害者が地域で暮らすための資源が本当に充実しているのか。体調急変や災害などの緊急時において地域でのバックアップ体制の構築は重要である。特に近年に多く見られる猛暑日の対応も人命に関わる問題である。

地域の実情に合わせ、本当に必要とされるものに資源を投下していく。それが資金なのか、物なのか、人材なのか。いずれにしる投資していくものは必要経費であり、その投資によって得られた成果物も私たちの求める利益と考える。成果物とは、言葉を変えると、どのような公的取

り組みが出来るかである。以下、④に即して私が考える実践例を紹介する。

## 幅広い地域の防災拠点になる

東日本大震災以降、どこの地域でも福祉避難所の設置について課題を認識していることであろう。当法人の場合は、福祉施設の特徴を考慮すれば障害者等の受け入れが中心になる。しかし、福祉避難所に留まらず通常の避難所としての機能も視野に入れた、複合的な避難所の設置が可能ではないだろうか。

福祉施設は、学校同様に、避難時に必要な備蓄品の管理や日常的な避難訓練等を行っている。障害者と地域住民の双方の視点に立った避難所ができることから、施設の機能を有効活用して災害時に備えることは地域貢献につながるのではないだろうか。

最近では豪雨や竜巻、突風、猛暑などの異常気象も頻繁に発生している。災害の対策は緊急かつ重要であり、具体的な対応として、以下のことを検討した。

### ①避難場所の提供

当法人には、地域交流スペースとして体育館を所有している(写真)。通常は利用者の日中活動に用いているが、それを避難所として活用すれば、次の利点がある。



かしの木ケアセンター(写真右)に併設された地域交流スペース(写真左)

300㎡の体育館に57㎡の喫茶スペースが付属している。施設入所者の日中活動の場として生活訓練や日常余暇に用いる他、喫茶スペースは月数回、ボランティアが喫茶活動を行っている。

- a 24時間の稼働開始が可能である。入所施設を隣接しているので、災害発生が懸念されて自治体の勧告等に拠らない自主避難があった時にも、「誰が避難所を開けるのか」という時間的な問題も解消できる。
- b ライフラインに強い。東日本大震災の際も、福祉施設ということで設備機能の復旧が比較的早かったことや、計画停電の対象外になった実績がある。また、敷地内に井戸を所有しているので、上水道が使用できない場合にも対応ができる。
- c 体育館に空調設備がある。前項と関係するが災害時にも空調設備が使用できる可能性がある。公立学校の体育館を利用した避難所ではエアコンがないところも多い。障害者や高齢者は体温調整が難しい方も多く、空調設備は不可欠である。また災害とは言わずとも夏の猛暑日に避難してくることも可能である。

## ②防災食の管理

食糧の備蓄については、数量や期限の管理の問題がある。生活施設であることから、備蓄が無駄にならないように定期的に使用して管理している。定期的な使用により無駄な廃棄が無くなる。

## ③備蓄品の管理

災害時に必要な食糧以外の備蓄品についても、活動の中で活用しながら維持管理をしていく。日用品や備品などを意識的に使用および管理することで、非常時に使えないというトラブルを未然に防げる。施設職員が使用方法を訓練することにより、非常時に率先して対応することができ、地域の力になれると考える。

## ④地域のマンパワーの活用

災害時の障害者の支援にはいつも以上に時間と人手がかかる。施設職員も対応するが、対応しきれないことも想定される。福祉避難所と限定することなく避難してきた地域の方と協力することで、助け合うことができるのではないかと。災害時は全ての人々が被災者であることから、全員で助け合うことで窮地が乗り切れると考える。

こうした考え方のポイントは、福祉施設という現在の建物設備を有効活用し、さらに地域住民とともに人材や仕組み等のソフト面を整理して構築することにある。単に既存の設備を「使えますよ」と示すだけではない。この点をより深く理解いただくために、自治体との連絡相談も進めているところである。

災害時に限らず、私たちの施設が地域に必要なものになり、そして何より地域の方が必要性を感じてくれることが重要である。地域の方が必要と感じてくれるものへの投資こそが、私たち社会福祉法人の利益の還元であり公益的取組であると考えます。

## 成果が社会全体の利益となる循環を生む

以上の取り組みは一例であるが、地域に協力するだけでは、CSR(企業の社会的責任)に取り組む株式会社等の営利法人と立ち位置があまり変わらないことにも留意したい。

私たち社会福祉法人の配当、すなわち利益の使い道は、福祉事業だけでなく地域にある様々な課題の解決に向けて公益的な事業として行い、そこに自らの資産(人・物・金)を投下することである。それによって課題が解決に向かい、支援者や法人への信頼が高まり、法人の有用性が証明され、公的な支援も存続する。そして新たな課題の発見や、サービスの質や量の向上に向けた資産の投下が可能となる。この循環は私たちの成果物を生み、社会全体では利益(公益)となる。

平成24年度から新会計基準が導入され、社会福祉法人も一部営利法人と同じような損益を考慮した経営手法を求められているが、営利法人と非営利法人では、利益の上げ方は似ていても、その使い道はかなり違う。

本稿の冒頭に記したとおり、私たち社会福祉法人の「株主」は、福祉サービスを必要とする地域社会であり、そこに利益配当をしていくことは私たちの使命である。その使命を第一目標として活動し、地域社会の発展に貢献していくことが、社会福祉法人の存在意義を高めていくものと考えている。